

2025年9月8日

令和7年台風第15号等に伴う災害により
被害を受けられました皆さまへ

ネットライフ火災少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和7年台風第15号等に伴う災害により、被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社へお申し出ください。

お客さまコールセンター：022-266-0991

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

■災害救助法適用地域と法適用日

災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

適用地域		法適用日
静岡県	静岡市（しずおかし） 伊東市（いとうし） 島田市（しまだし） 焼津市（やいづし） 掛川市（かけがわし） 藤枝市（ふじえだし） 御前崎市（おまえざきし） 菊川市（きくがわし） 牧之原市（まきのはらし） 榛原郡吉田町（はいばらぐんよしだちょう）	2025年9月5日

末筆にて失礼と存じますが、ご自愛くださいますよう心よりお願い申し上げます。

以上